

ページの防犯情報コーナーへのアクセスが容易となるよう、トップページに明示的にリンクを掲げるなど、直接アクセスできるような工夫を行っている。また、防犯対策に係る冊子やチラシ、防犯対策に係るビデオをホームページに掲載している。

ホームページ以外での情報提供については、都道府県警察において、携帯電話やパソコンのメール機能を活用して、あらかじめ登録した住民に犯罪発生の状況や不審者（声かけ）情報などの身近な情報を発信する取組が行われている。さらに、地元テレビやラジオ

を通じて、定期的に情報を提供する体制を構築したり、新聞の折込みチラシなどを活用した情報提供を行っている。

#### (17) 交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表

警察において、交通事故の実態やその悲惨さについての理解の増進のため、交通事故分析に基づく事故類型や年齢層別の様々なデータの公表を実施し、その実態などについての周知を図っている。

## 第6節 推進体制に関する施策の取組

### 1 国の行政機関相互の連携・協力

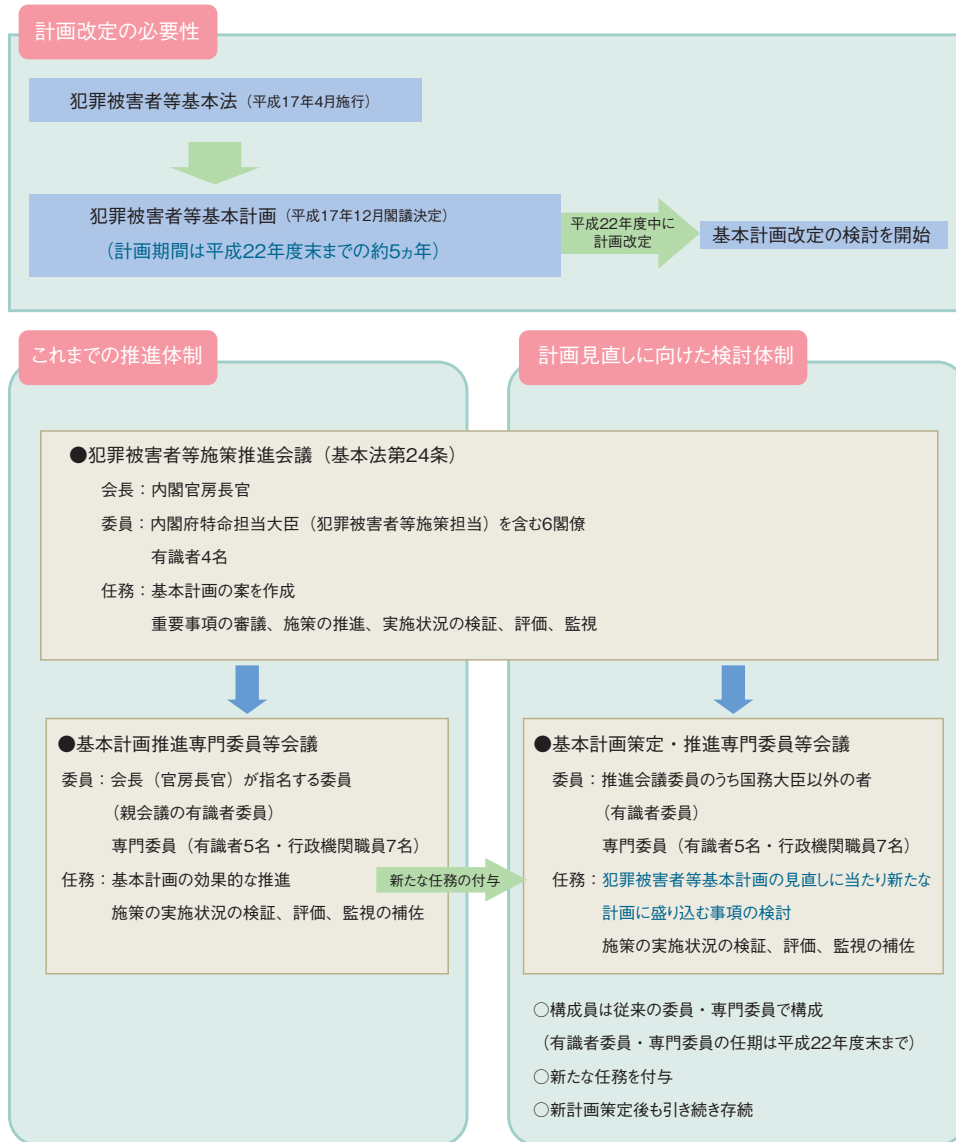
国の行政機関においては、推進会議、専門委員等会議、関係省庁連絡会議などを活用し相互の連携・協力を図っている。

なお、平成22年度末までとされている現行の基本計画の見直しに向けて平成22年2月15日に第7回犯罪被害者等施策推進会議が各委員持ち回りで開催され、「基本計画策定・推進専門委員等会議の開催について」が決定された。

同決定にもとづき、それまでの「基本計画推進専門委員等会議」が廃止され、新たに「基本計画策定・推進専門委員等会議」が設置されるとともに、同会議の任務には、従来に加え「基本計画の見直しに当たり新たな計画に盛り込む事項の検討」が加わった。

専門委員等会議は、設置以降、平成22年4月までに既に3回開催されており、基本計画の見直しに向けた検討が行われている。

### 国の行政機関相互の連携・協力体制



## 2 地方公共団体との連携・協力

内閣府において、地方公共団体における犯罪被害者等施策の総合的な推進を図るため、知事部局の窓口となる部局・体制を確認し、

当該窓口との間で、連携・協力・情報共有を行っている（P12 3「地方公共団体における取組の充実に向けて」参照）。

## 3 その他様々な関係機関・関係者との連携・協力、犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映

施策の推進にあたっては、様々な関係機関・関係者との連携・協力が必要であり、各種施策の企画立案などの際には、各省庁において、意見交換の実施など、行政機関以外の国の機関、民間の犯罪被害者団体、犯罪被害者支援団体、事業者団体などとの連携・協力

を行っている。

内閣府においては、平成19年2月に「犯罪被害者団体等紹介サイト」を設置し、関係団体などとの情報交換に当たり活用している。

また、平成20年12月には、「支援のための連携に関する検討会」の最終取りまとめに基

づき「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案」を作成した。

また、内閣府において、平成21年9月から11月にかけて全国7箇所において、「基本計画の見直しに向けた要望聴取会」を開催したところ、犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体約32団体が参加し、3団体から文書で要望が寄せられた。これらの要望等を踏まえ、現在、基本計画の見直しに向けて検討が行われ

ている。

なお、同ホームページにおいては、随時、犯罪被害者等に係る意見を受け付けており、寄せられた意見について、適切に対応している。

今後とも、犯罪被害者団体等から随時、意見・要望を聴取し、適切に施策に反映することとしている。

#### 4 施策策定過程の透明性の確保

施策を適正に策定するためには、当該施策の策定に当たっての透明性の確保が不可欠である。

情報公開については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づいて、各省庁において適切に実施している。

専門委員等会議の議事内容については、会議後、事務局より報道機関に対して説明を行

うとともに、議事要旨などを作成し速やかに内閣府犯罪被害者等施策ホームページに掲載している。

内閣府においては、同ホームページで、基本法、基本計画、政府の推進体制を紹介するとともに、調査研究や広報・啓発行事など、犯罪被害者等施策に関する情報提供を行っている。

#### 5 施策の実施状況の検証・評価・監視

推進会議において、施策を効果的かつ適切に推進するため、

- ・当該施策の有効性について検証を行い、効果的かつ適切な施策を実施させる
- ・当該施策を評価し、その結果を基本計画や個別施策の見直しなどに反映させる
- ・施策の検討・決定・施行の状況について、適時適切に監視を行う

こととしている。

平成21年7月に第6回、同年12月に第7回と同会議の下に設置された基本計画推進専門委員等会議がそれぞれ開催され、基本計画の進捗状況について、関係省庁から報告が行われるなど適時適切に監視が行われている。また、施策の実施状況について検証・評価が行われている。

#### 6 フォローアップの実施

内閣府において、平成21年5月、いわゆる犯罪被害者白書を取りまとめ、国会に提出するとともに、推進会議の委員や専門委員に配布するほか、内閣府犯罪被害者等施策ホームページに掲載した。また、同年7月及び12月に開催された専門委員等会議の第6回、第7

回のそれぞれの会合において、同白書の内容を踏まえた基本計画の進捗状況についての議論が行われた。

平成22年度も、施策の進捗状況を点検し、その結果について年次報告などを通じて公表する。

## 7 基本計画の必要な見直し

平成22年2月15日、第7回犯罪被害者等施策推進会議において「基本計画策定・推進専門委員等会議の開催について」が決定され、基本計画の見直しに当たり新たな計画に盛り

込むべき事項の検討が同会議の任務に付与された。

同年4月までに第3回が開催され基本計画の見直しに向けた検討がなされている。

基本計画策定・推進専門委員等会議



コラム9

犯罪被害者等の手記

「性犯罪被害への理解」

小林美佳

私が被害に遭ったのは今から10年前、平成12年8月31日のことです。当時は、東京の〇〇〇に住んでいました。仕事が終わって〇〇駅に着いて、駅から家まで自転車で帰る途中に、少し嫌なことがあったので、いつもの明るい道ではなく回り道をして帰ろうとT字路を右に曲がると、そこに止まっていた車の運転手に呼び止められたのです。「〇〇〇駅までの道を教えてくれる。」と聞かれました。

私は「あっち」と首で教えたのですが、その運転手は、「あっちじゃわからないから、この地図で教えてくれる。」と運転席にある地図を開いて見せてきました。面倒だと思いつつも私は自転車を降りて運転席に近づいて地図を覗き込もうと思ったら、今度は、車の後部座席からもう一人別の大きな男が出てきて、いきなり私の自転車のハンドルにかかっていた私のカバンを奪って車に乗り込んだのです。

私はひたたくりだと思いき、大事なカバンだったので、直ぐに返してくれと手を伸ばしたら、そのまま、どのように連れ込まれたのかわからないのですが、後部座席に連れ込まれて、知らないうちにタオルで顔を全部隠されて、気がついたらお腹の上に男の人が乗っていました。

耳では何か大きな音楽が鳴っているのが聞こえました。動こうと思うのですが手足を押しさえられているし、お腹の上には男の人が乗っているので動けません。キャーと大声を出すこともできず、どうしようと思っていたら、耳でカッターナイフをカチャカチャと出す音を聞かされ、「騒ぐな」とか「切っちゃうよ」とか色々言われて抵抗するのをやめました。

そして、ズボンのベルトを切られ、よく覚えていないのですが、ズボンを下ろされてレイプされたのです。

私は思い悩んだ挙句に何とか警察に届出をし、警察での聴取を終えて帰宅したのが次の日の午前3時か4時だったのですが、6時には目を覚まして仕事に行きました。休む理由がわからなかったし、風邪を引いたわけでもないし、提出しなければならない大事な書類を預かっていたので、仕事を休む方法も思いつかないまま、そこからまた普通の生活に戻っていきました。

表向きは仕事も行ける。食事はできないにしても、決まった時間にちゃんと会社に通っている。特に何も問題がないように見えるかもしれないけど、家でテレビを見てみると、知らない間に夜中になっていてテレビが砂嵐になっているとか、仕事帰りに電車に乗ると、その電車に何往復も乗り続けていたりとか。

記憶が飛んでしまって、寝ているわけではないけれども、それに気づかない自分がいたり、電車で痴漢に遭うと犯人のことを思い出して吐くという反応が私の体に残ってしまったり。電車に乗って痴漢に遭わなくても、少し卑わいな表現がされている雑誌の広告を見たり、スポーツ新聞の見出しを見るだけで吐き気をもよおしてトイレに駆け込むことも何度もありました。



そして、世の中は、こういう卑わいなものを楽しむようにできているんだ。私はただその楽しむための対象にされただけなんだ。犠牲になるべき存在として生まれてきただけなんだと、どこかで自分を納得させていたのです。

自分が悪いとか自分を責めるつもりはないのだけれども、世の中がそういうものを肯定しているのだからしょうがないと考えるしか、自分を落ち着かせる方法を見つけることができなかつたのです。

その後、結婚もしましたが、夫から激しく子どもを求められることにどうしても耐えられなくて離婚しました。

何で私の気持ちは理解されないのだろうと思いつつと過ごしていたのですが、あまりにも窮屈すぎて苦しくなり、無我夢中で助けを求めたのがインターネットの世界でした。

インターネットの世界では、自分を吐き出せる場所がありました。ネット上にある自助グループや掲示板では、これまでに話してきた、記憶が飛んだり、フラッシュバックを起こすという私の症状が、会話の中で当たり前のように話されていました。

そして、そこで私は、私と同じ頃に同じ被害に遭った女の子と出会い話をするようになったのです。

わかってもらえない、窮屈という同じ思いをしているただそれだけなのですが、理解してもらえる人に出会えたというのが私には最大の救いとなり、そこから急激に生活が立て直され、気持ちが大きく変わって、やっときちんと物事を前向きにとらえられるようになったような気がします。

私は、その後、2,000人もの性犯罪・性暴力の被害者の女性から話を聞いていますが、その女性達が一番何を求めているかということ、私と同じく、理解してくれる人に出会いたいということだと思えます。

私が話を聞いた2,000人の被害者の女性の中で、警察に届け出た人は、たったの20人位です。要するにたったの1パーセントしかいないのです。それほど、被害に遭った人たちは話せずにいます。偏見などないのかもしれないけど話を聞いてもらえる、話せるような環境が身近になさ過ぎることなのかもしれません。ましてや自分に対して手を差し延べてくれる人だと思っている人から理解されないとなるともう二度と話をするのはやめようという選択をする被害者もいると思うのです。

私と同じような性犯罪の被害者が一番求めていることは、気持ちを理解して欲しいということです。

別に犯人が捕まらなくても、あるいは罰せられなくても、そういう人に出会えるということが性犯罪被害者にとっては救いなのです。そこでしか救えないのではないかと思うのです。

どうかこのような気持ちをわかっていただき、性犯罪被害者の理解者になっていただけたらと思います。

### 「尽くす捜査とは」

警察署勤務 巡査部長 女性

まだ夜が明ける前に携帯電話が鳴った。

管内において強盗事件が発生、被疑者を追跡した店員1名が被疑車両にひかれ、意識不明の重体。

非常召集の連絡を受け警察署へ行くと「検視要請が入っている。H病院へ行ってくれ。」との指示で、すぐに被害者が搬送された病院へ向かった。

病院に着いて、救命センターに入り、ストレッチャーに寝かされている被害者を確認した時、私はまだ被害者の名前を正確に覚えていなかった。そのご遺体は、私にとってまだ「強盗殺人事件の被害者」であった。

彼の名を何度も呼びながら、まだ温かさの残る傷だらけの彼の体を懸命にさする母親の姿を見るまでは。

そして、その後、被害者支援にあたり、彼の母親から彼が懸命に生きた人生について聞き、彼は私の中に生きついた。

私は、伝えなくてはならないと思った。

全ての捜査員に、そして、法廷へ、彼の人生と遺された被害者遺族の声を届けなければならない。

彼の人生を知らずして、「その先にあったであろう多くの可能性を閉ざされてしまった無念」を伝えることはできない。

彼を愛する人達の声を聞かずに、彼を失った思いは届けられない。

それらを伝え初めて、その人生を閉ざした加害者へ罪責を問うことができるのではないかと思った。

時に、人には肩書きがつく。

私達のように「警察官」という職場の肩書きだけでなく、地域の中でも、「誰々ちゃんのお母さん」であったり、「誰々さんの息子さん」であったり。

そういった肩書きは、ある意味、その人の本当の部分の覆い隠してしまうことがある。

私は「被害者」も同じだと思う。

多くの捜査員は、事件の内容は把握していても、その事件で被害にあった「被害者」としてしか認識しない。

どんな人生を歩んできた人なのか。

どういう性格の人なのか。どんな夢を持っていたのか。

理解せず、真の意味でその名前を呼ぶことができない被害者のために、捜査を尽くせるのか。

私が警察官でなく、子を亡くした親の立場であるなら、そう思ってしまうかもしれないと感じた。

やり場のない怒りや悲しみから、捜査側にさえ心を閉ざしてしまうかもしれない。

「あなた達は仕事だからやっているんでしょう。」

「本当に亡くなった被害者のことを考えて、そのために仕事をしていますか。」

そう叫んでしまうかもしれない。

寝ずに捜査を尽くす捜査員の実情を知っていながらも、なお、そうしてしまうかもしれない悲しみを想像した時、心が震えた。

被害者の親から話を聞き、その心情を調書という形で記録化して欲しい。その指示を受

けた時は、唸るしかなかった。

心が震えるような悲しみをどのようにして言葉にできるのか。

人に伝えることができるのだろうか。

それ以前に果たして聞き出すことができるのだろうか。

悩んだ末に出した結論は、自分の嘘偽りのない正直な気持ちを素直にぶつけることだけだった。

わかった振りなどできなかつた。わからないけれど、理解したい。

捜査に携わる者に伝え、生きた捜査がしたい。

法廷へ声を届けたい。

そういう自分の気持ちを言葉を飾らずに被害者の母親へ伝えた。

彼女は、黙って私の話を聞いた後、ゆっくりと頷いて、

「3000グラムちょうどで産まれたんですよ。」

と静かに話し始めた。

その後、彼の写真を1枚1枚見せてくれながら、彼が生まれた時の感動や喜び、反抗期もあつた成長の過程、そして、これから彼が歩んでいくであつたであろう人生への思いを丁寧な語ってくれた。

見せてもらった写真に写っている彼は、どれも幸せそうに笑っていた。

私の心には、彼の笑顔と母親の言葉が重く響いた。

『この先、お嫁さんをもって、孫を抱き、その子の成長とともに親になっていく息子を見たかった。大きな幸せなど望みはしません。贅沢も必要ないんです。平凡でいいから、幸せに過ごす姿を見ながら、心安らかに人生を終えたかった。今は、それが叶いません。親が子供を送り出さなくてはいけない辛さを、言葉に言い尽くせない心の痛みを犯人にも感じて欲しい。捜査に携わる方々に、まっすぐに人生を生きた息子を知っていただきたく、お話ししました。ご苦労をおかけしますが、どうぞご尽力いただき、真実を明らかにしていただきたいと思います。また、裁判官が、公平な立場で裁きを下すということは、理解出来ます。けれど、一時でもいいのです。私達の心に、自分の心を重ねてみてほしい。もしも、子供をお持ちの方なら、自分のお子さんに息子の姿を重ねてください。子供をお持ちでない方なら、自分の親御さんに私の姿を重ねてください。そうして心に痛みを感じていただいた上での裁きであるならば真摯に受け止めたいと思います。この気持ちをお伝えいただきたいのです。』

作成した供述調書を読んで聞いてもらった時、彼女は、時に笑みを、時に涙を浮かべながら、静かに聞いてくれた。そして、読み終えた私に向かって、深く深く頭を下げた。

被害者遺族の気持ちを真に理解することは出来なくても、その気持ちに心を寄せることは出来ると信じたい。

被害者のために尽くす生きた捜査こそが、真の被害者支援につながるものなのだから。